

平成29年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年10月20日(金)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
見前	1	<p>都南体育館の建て替えについて</p> <p>都南体育館の建て替えを現在地をお願いしたい。 公共施設保有最適化中期計画では、都南体育館と飯岡体育館の複合化や多目的ホールへの機能移転を検討のうえ、一方を解体するとしている。一方で、建て替えする場所の計画が明示されていない。</p> <p>現都南体育館が建て替えする適地と考える理由は、</p> <p>①都南体育館周辺には、隣接する市所有地があり、各施設を包含した多目的施設の建て替えが可能な土地が確保できる。</p> <p>②立地条件が良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利便性が優れている。 鉄道・バスの利便性が良い。 ・国道4号に近くアクセスしやすい。 ・近隣に公共施設、公共機関が立地している。 都南総合支所、都南文化会館、見前地区公民館、中央公園、都南図書館、学校、消防署、幹部交番等 	<p>盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画におきまして、「都南体育館の飯岡体育館との複合化を含めた建て替え方法の検討の上での建て替え」となっていることから、計画に基づき、基本的な方向性といたしましては、都南体育館と飯岡体育館の2つの体育館を1つの体育館とすることを考えておりますが、建設場所につきましては、現時点では具体の計画はございません。</p> <p>建設場所につきましては、両地区の地元の皆様の御意見を伺いながら今後検討を進めてまいります。それぞれの体育館で不便に感じていることを解消できるような施設となるよう、平成30年度中を目途に規模や機能について方針決定できるよう進めてまいります。</p>	市民部 スポーツ推進課

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
見前	2	<p>自然災害発生時の救助体制について</p> <p>当地区の防災の現状は、北上川の護岸工事が進捗しており、堤防決壊等は防止できると予想されるが、昨今の雨量は50年に1度という豪雨が全国的に記録されており、四十四田ダム、御所ダム、さらには築川ダムの貯水量超過による放水が余儀なくされる懸念があり、自然災害発生時の救助体制を整備したい。</p> <p>氾濫発生時の救助対応について</p> <p>(1) 歩行不自由者の把握をどうしたらよいか</p> <p>当地区200余世帯の高齢化が進み、市から示された要支援者の人数は10数名であるが、実態として介護認定されていない高齢者で歩行不自由な方がいる世帯が30世帯ほどある。万が一の事態が発生したときに、現状では、歩行不自由者の把握が完全にできていない。民生児童委員が把握している対象者が共有されず、介護認定されていない人で、歩行不自由な人の把握がされていない。</p> <p>(2) 歩行不自由者の介助、救助はどうしたらよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのように介助、救助すべきか。 ・救助する人材が高齢化により確保が難しい。 ・救助の運搬手段をどうするのか。 <p>自動車の利用や避難場所への搬送方法など</p>	<p>(1) 「避難行動要支援者名簿」に登録されている方のうち、個人情報町内会や自主消防組織に提供することを同意した方について、「避難行動要支援者情報提供同意者名簿」を作成し、個人情報の取扱いの協定を締結した町内会等に情報提供しておりますが、本人の同意を得られず、名簿に登録されない方がおりますと、地域からの安否確認や避難の支援が行えず、消防等の機関に大きな負担となり、全体の避難がスムーズに進まなくなることが危惧されますことから、要支援者の同意を得られるよう努めてまいります。地域福祉課内に避難行動要支援者登録推進員を置き、未登録の方へ、直接出向くなどして、制度の説明と登録の依頼を行っておりますので、地域で支援が必要と思われる方がおりましたら連絡をいただきたいと存じます。</p> <p>(2) 歩行が不自由で自力での避難が困難な方については、地域内で避難時に声掛けをいただくことが有効です。特に、移動が困難な方には、早目の動き出しが重要になります。</p> <p>地域での救助が困難な場合は、市の災害対策(警戒)本部に連絡をいただき、消防署や消防団の協力を得ながら対応することとしております。</p>	<p>(1) 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>(2) 保健福祉部 地域福祉課</p>

平成29年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年10月20日(金)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>(3)避難通知への対応はどうしたらよいか。 ・準備, 勧告, 指示への対応 ・二次避難所への移動 (三本柳東自治会)</p>	<p>(3) 災害が発生または発生する恐れがある場合に, 必要と認める地域に対し, 「避難準備・高齢者等避難開始」等の避難情報を, テレビ, ラジオ, 緊急速報メール, 広報車などでお知らせします。 「避難準備・高齢者等避難開始」は, 避難の準備をいただくほか, 高齢の方など, 避難に時間を要する方へ避難の開始を呼び掛けるものとなります。市では, 早めの情報伝達に努めますので, 御自身の身の安全確保を優先し, 御家族や御近所で協力し合いながら, 指定緊急避難場所に避難をお願いします。 「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」が発令されたときは, 速やかに指定緊急避難場所に避難いただきたいと存じますが, 避難情報の有無に関わらず, 既に災害が発生し, 屋外に出ることがかえって危険と判断される場合には, 建物内の2階など, より安全な場所に避難し, 119番に連絡してください。 一旦避難した場所から別の避難場所等への移動が必要となる場合で, 御自身や地域での移動が困難な場合は, 市が用意する車両で移動いただくなど, 災害の状況に応じ, 安全を確保しながら対応することになります。</p>	<p>(3)総務部 危機管理防災課</p>

平成29年度 見前地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年10月20日(金)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
見前	3	<p>空き家に対する取組について</p> <p>(1) 空き家所有者の把握について 近年空き家が増加し、屋敷内外に雑草等が繁茂して治安上好ましくない。また、賃貸の可否の問い合わせもあり、持ち主との連絡方法を知りたい。</p> <p>(2) 空き家調査結果のフォローについて 以前に市の要請を受けて調査しているが、その後何もリアクションがない。今後の空き家対策についての計画を明示していただき、防犯、防災等の観点に立ったまちづくりを考える方法を模索したい。</p> <p>(都南ニュータウン町内会・ひばり自治会)</p>	<p>(1) 空き家所有者の把握について 空き家の敷地に雑草が繁茂し、隣接地に越境しているような場合には、くらしの安全課に御連絡ください。現地を確認の上、所有者を調査して、市から所有者に対し、草刈りなど適正な管理を依頼します。</p> <p>盛岡市空き家等対策計画では、空き家の所有者等の特定を固定資産税の課税台帳のほか、登記簿、戸籍及び住民票を利用して確認することとしておりますが、個人情報に該当するため、所有者情報を、直接、町内会等に連絡することは難しいと考えております。なお、市が所有者に対して町内会等の意向を伝えることは可能ですので、御相談いただきたいと思います。</p> <p>(2) 空き家調査結果のフォローについて 平成27年度に実施した空き家等実態調査において、「問題のある空き地・空き家」として報告をいただいた案件については、所有者への働きかけを始めており、「問題のある空き地・空き家」があった町内会・自治会には対応結果を御報告しているところです。 また、「盛岡市空き家等対策計画」に基づき、今後も問題のある空き家等の情報を収集し、所有者に対して適正な管理を働きかけるほか、空き家・空き地の所有者を対象とした無料相談会を開催するなど、問題のある空き家等の発生の予防にも力を入れ、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。</p>	<p>(1) 市民部 くらしの安全課</p> <p>都市整備部 都市計画課</p> <p>(2) 市民部 くらしの安全課</p>

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
見前	4	<p>集合住宅居住者に対する自治会加入並びに会費納入方法について</p> <p>規模の大きな集合住宅居住者の入退去の際の加入, 脱退手続き, さらに会費納入促進の作業は自治会役職員の負担となっているため, 入退去者の把握の方法や, 会費納入促進の方法について懇談したい。</p>	<p>町内会未加入者の対策につきましては, 転入者の方には転入手続きの際に, 町内会・自治会の役割や主な活動内容を記載したチラシを配布し, 加入の必要性の周知を図ってまいりましたが, 今後は, 市内転居者に対しましても, 上記チラシを転居先の町内会に加入を促す内容に作り変えましたので, 併せて広く周知を図ってまいります。</p> <p>また, 町内会・自治会によっては, マンションが建設されることが分かった段階で売主に申入れを行い, 入居者の町内会への加入と管理組合による町内会費の取りまとめ・納入の協力を依頼している例や宅地開発により, ある程度まとまって住宅が建設される場合などに, 開発業者に対して, 住宅購入者が町内会に加入するよう協力を依頼している例もございます。</p> <p>なお, 既存のマンション等の管理組合・会社に取りまとめの依頼等を行い, 入退去者の情報をもらうなどの働きかけが効果的であると認識しております。</p> <p>参考として, 「盛岡市町内会・自治会の手引き」の11事例集(20ページから23ページ)の中で説明しており, 抜粋をお配りしてございますので御活用いただきたいと思います。</p>	<p>市民部 市民協働推進課</p>